

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

竹田市

2 構造改革特別区域の名称

奥豊後竹田・醸造文化の里特区

3 構造改革特別区域の範囲

竹田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・自然

本市は九州のほぼ中央、大分県では南西部に位置し、周囲を久住連山、阿蘇外輪山、祖母傾連山に囲まれた盆地で、県都大分市まで約50km、西方の熊本市まで約70kmの位置にある。市域は東西約24km、南北約36km、面積477.59km²である。原生林やすばらしい渓谷美を有する祖母傾国定公園には絶滅が危惧される鳥「クマタカ」が確認されており、また神原渓谷には天然記念物の「イワメ」も生息している。三方を山に囲まれているため、水資源は豊富で良質の湧水が各所に見られ、名水百選にも選ばれている。

(2) 気候

大分県の大部分が瀬戸内型気候であるが、内陸部、特に盆地の気候は、定型気候区に当てはまらない場合が多い。平均気温を見てみると、単純に標高差による違いのみではなく、市内でも盆地の市街地と山間地とでは市街地の方が1～3℃最低気温が低く、最高気温はこの逆を示しており、夏場の森林地帯は夜間の暑さがさほどなく、日中は涼しい。降水量は梅雨に雨量が集中し、急峻な地形とあいまって近年では昭和57年・平成2年・5年と3度の大きな災害に見舞われた。

(3) 歴史・文化

江戸時代大分県は小藩に分けられ、本市は岡藩の城下町として栄え豊後の雄藩として物資の集積地となり、特に商業面で活況を見せた。南画の田能村竹田がこの地を本拠として活躍できたのも、こういう背景によるものと考えられる。その後、音楽家の瀧廉太郎、童謡作家の佐藤義美、彫刻家の朝倉文夫など多くの芸術家・文化人を輩出した。

(4) 交通・経済

本市の幹線道路は、熊本市と大分市を結ぶ国道５７号線と大分市から竹田市を経て福岡県大川市に至る国道４４２号線、さらに竹田市と臼杵市を結ぶ国道５０２号線がある。鉄道は、大分と熊本を結ぶＪＲ豊肥本線が東西に運行されており、市内には豊後竹田駅と玉来駅、豊後荻駅の３つの駅があり豊後竹田駅から大分駅まで約６０分、熊本駅まで約９０分で結んでいる。

経済は、農林業が主産業であり、農業の生産基盤の整備によって生産品目の多様化と生産性の向上を同時に進め、従来からの特産物である米、椎茸、トマト、カボス、サフランに加え、イチゴやブドウ（ピオーネ）、プラム（鳥越）といった作物の振興を図ってきた。しかしながら、高齢化と担い手の育成が課題となっている。農業や商業、観光などの産業分野間の連携を図るとともに、新たな産業の育成が望まれている。

(5) 観光・地域づくり

本市では市町合併後の観光振興の方向性を示す「観光振興の羅針盤」として平成１８年に「竹田市観光振興計画」を策定し、これまでの観光とは性格の異なる「ツーリズム」によって、人を地域に呼び、同時にそれらを迎える地域の人も元気になってもらうという、「外との交流」を市の活性化に向けた取り組みの大黒柱として位置づけている。過疎自立の取り組みとして全国ではじめての中山間地域等直接支払制度を利用した集落協定を結び、「谷ごと農場」を実現したことは、全国でも模範的例として研修者が絶えない。また、おいしい水として知られる湧水地にはいつも誰かが（遠くは福岡から）水を汲みに訪れている。こうした状況を有効に地域づくりに活かすため、行政は住民と共に地域の起業としてのツーリズムの研究と開発をはじめている。モータリゼーションの進展に伴う地盤沈下を起こしている中心市街地と、高齢化の進展に伴い農業後継者の確保や集落機能の維持が危ぶまれている農村地区の活性化と自立に向けた取り組みが、城下町ツーリズム・農村ツーリズムとして商業と農林業そして観光を三位一体にとらえて展開されている。

また、本市の地域雇用創造の核となる産業の新たな雇用創出を目的として、竹田商工会議所と久住町、直入町、荻町の各商工会、竹田市で構成された「竹田市経済活性化促進協議会」が、平成１９年度に地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）の認定を受け、事業を実施している。食育ツーリズムによる雇用創出では、本市ならではの豊かな地域資源を活用した「食」を中心とした事業展開を図るとともに、地域の伝統食づくりの研究を行う食育ネットや竹田研究所（市民と行政職員の有志研究員からなる竹田市観光振興計画を推進する機関）と連携し、「食」を活用した雇用機会の確保を図っている。また、滞在型・体験型観光地を開発し、ツーリズムと「食」をリンクした取組みを進めている。

５ 構造改革特別区域計画の意義

本市では、竹田研究所において地域資源を活かした竹田式ツーリズム（子や孫をふるさ

とに迎えるもてなしと交流)の研究をおこなっている。平成13年度から本格的にはじめられ、寂れていた城下町地域には竹楽や雛まつりなど、広域からの集客を得る新たなイベントも生まれてきた。また農村部においても、これまで観光として捉えられなかった農業や地域の文化なども地域住民らによって見直され、そば打ち体験、谷ごと農場研修体験、椎茸狩りと炭焼体験、穴森神社の物語と不思議体験、祖母山原生林と滝トレッキング、椎茸海苔巻き寿司加工、陶芸などのメニューが、ツーリズム資源として研究開発されてきている。現在本市には、農家民宿6軒、民宿2軒、農家レストラン2軒があり、共同で管理する体験交流施設「緒環」とともに、都会の人たちとの交流による活性化を図っている。

こうした状況の中、特区計画により豊かな自然とその恵みを生かしたツーリズムの振興が図られ、さらに地域の潜在的な活力が引き出され、地域活性化が促進される。

すなわち本計画は、自ら地域の自立と活性化を志向する住民と行政が連携し、規制の特例措置を最大限に活用することにより、新たな産業の振興と過疎化する農山村での若者の定住による後継者の育成に寄与するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

近年の観光形態はみんなが同じものを見に行く団体旅行型から、旅先で体験したり何かを学んだりする個別型へと変わってきたと言われているように、都会の人も農村を再認識する時代となってきた。

本市では、活力ある地域再生のため竹田研究所及び竹田市観光ツーリズム協会が中心となり、都会の人々との交流を促進するため、グリーンツーリズムのメニューづくりなど様々な取り組みを始めている。そんな中、農家民宿をしている方々を中心に管理運営する交流施設「緒環」では、農家レストランや木工体験、炭焼体験が出来るメニューをそろえ、食についてもスローフードをテーマに地元で取れた産物を食材とした伝統料理や新たに開発した薬膳料理など、もてなしの心を持った取り組みを進めている。

しかしながら、九州のほぼ中央に位置し、交通事情も良くない本市は、日帰りによる単なる観光では、阿蘇や湯布院、別府等の近隣観光地にはたちうちできない。そこで本計画を実施することで、日帰りではなく滞在型の交流を実現し、そこにふるさととして都会の人たちから認知される付加価値を加えて新たな産業を成立させる。このことにより、老人たちは自分の経験や技術を伝える喜びと交流による充実感を得ることができ、若者も地域に残り地域を活性化するという目標を達成させる。はじめはひとつの集落からでもいい、竹田式ツーリズムを創生することで農業と観光を融合した新しい産業を構築し、活性化された地域の動きは、周囲に広がっていく。やがて地域が潤い、そこに暮らす人々が活気づき元気と自信を取り戻す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

計画の実施により、都市住民との交流と連携が図られ、そこに住む住民たちも地域資源のすばらしさを再発見し、老人たちが自ら持っていた知恵や技術で地域が活性化されることで、地域が元気になり定住にも結びついてゆく。

また、交流人口の増加が期待され、地域の経済も潤うことが見込まれる。

(新規起業)

(件)

	現 在	平成 2 1 年度目標	平成 2 3 年度目標
農家民宿等の数	1 0	1 5	2 0
自家製による濁酒製造件数	2	3	5
自家製による果実酒製造件数	0	2	5
特産酒類製造件数	0	3	6

(観光客の増加)

地域力のアップで交流人口の増加が期待される。

(人)

	平成 1 8 年度	平成 2 1 年度目標	平成 2 3 年度目標
宿 泊 客 数	348,465	350,000	355,000
日 帰 り 客 数	3,835,603	3,900,000	3,950,000

(農家所得の向上)

	平成 1 8 年度	平成 2 1 年度目標	平成 2 3 年度目標
生 産 農 業 所 得	181,400 百万円	182,000 百万円	183,000 百万円
農家 1 戸当りの所得	4,863 千円	4,900 千円	5,000 千円

(人口動態)

(人)

	平成 1 8 年度	平成 2 1 年度目標	平成 2 1 年度目標
転 入	596	620	650
転 出	999	960	930

農家民宿にとって今回の特区計画の取り組みが成功すれば、名水と米と椎茸に加え新たな地域産業を作り出すことができる。

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又は実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市では「竹田市観光振興計画」を推進する組織として竹田研究所と市内各地域の観光協会で組織する竹田市観光ツーリズム協会が、竹田式ツーリズムの研究と実践を行っている。特別区域計画の実施に関しては、以下に掲げる関連事業が同時に必要となる。

・多様なアプローチによるツーリズム資源の発掘事業

もともと本市は岡城址など歴史的観光資源が豊富であったが、新たなツーリズムでは、これまでの観光資源には収まらないアプローチで資源を洗い出し、竹田式ツーリズムの幅をさらに厚くする。

（資源の発掘方法）

伝統型：従来からの資源に磨きをかけるもの（岡城、城下町、湧水群）

再発見型：これまで観光資源として充分取り上げられなかったもの

（農業体験、農産物の加工、石橋・円形分水・白水ダムなどの農業・土木遺産）

掘り起こし型：歴史に埋もれていたものを特産品として復活させたもの

（紫草の復活、田楽料理の復活等）

新規創出型：地域の核となる施設

（温泉館、あ祖母学舎（廃校舎を活用した宿泊施設）、道の駅、緒環）

特に「再発見型」に見られるように、自分たちの何気ない「暮らし」のなかにも外の人たちを魅了する価値や文化があり、それらを見るだけではなく、体験も織り交ぜていけば立派なツーリズムになるということが市民にも認識されはじめた。

・まちなか全体を舞台としたイベント展開

近年ツーリズムの試みから城下町のまちなか全体を使ったイベントが、試行錯誤しながらも着実に成長している。市民の手作りで年々観光客も増えていることから、住民にも「やればできる」という自信が生まれてきた。

（竹楽）城下町のいたる所に竹灯籠（2万本）を飾り、音楽会や影絵なども催され、歩きながらそれを楽しんでもらう。里山保全のねらいもある。

（農と食の博覧会）

イベントは1週間にわたり、城下町と農村を広く舞台として博覧会・講演会・各地区での農業体験・まちなかでの田楽ツアーなど大小さまざまな催しが行われており、竹田の安全でおいしい農業・食文化をアピールする事ができる。

（岡藩城下町雛祭り）

それぞれの店が各自の家の様々な時代のお雛様を店先に展示したり、空き店舗で子どもたちによる手作りの竹雛を展示したりというかたちでまちを歩きながら楽しめる。

・ ツーリズムを支える産業再生事業

過疎化の流れの中で、農林業や商業の衰退は深刻な悩みであった。しかし、本市ではそれぞれの産業再生のため、これからのやり方を模索している。また、これは同時にツーリズム資源の掘り起こしも支えている。

（谷ごと農場による農村の再生と地産地消の循環づくり）

耕地の細分化や後継者問題などの課題を抱えていた九重野地区では全国にさきがけて中山間地域等直接支払制度により、8集落163世帯が参加して集落協定を結び、地域全体での農作業の受託が認められた。農地の所有権と利用権を別に設定し、同じ作目を集めて効率を高めたり、地形を活かした環境にやさしく、安全な農産物生産を目指している。こうした実験的な取り組みがこれまで停滞していた郊外部の農村を活性化し、さらに全国的な注目を浴びることで視察のための訪問が増えてきている。

（まちづくり会社「むらさき草」の設立）

城下町地区の空き店舗の活用を促進するため商店街の事業者らが中心となって設立した。商店や農家の特産品を紹介・販売したり、まちなかの休憩所としての機能を果たすなど、城下町ツーリズムの一つの拠点となりつつある。

・ 情報発信機能の充実

（観光情報や体験プログラム情報の発信・外部の人材の活用）

タイムリーな情報や地域の情報を各案内機関に適切に配信するシステム作り、メールマガジンなどで竹田ファンクラブを育成する。また地域づくり・農業の専門家をはじめ、工芸や食など様々な分野の専門家を竹田のツーリズム資源充実のために招いている。

また情報誌「たけたん」（年4回）「ホップ・ステップ・ジャンプ」（毎月）の発行を行っている。

・ 特派員制度による外の協力者づくり

平成14年度の国土交通省の地域づくりインターン事業で本市に派遣された学生に対して、その後も独自に受け入れ態勢を作り、彼らに引き続き竹田に来てもらう

という試みを「特派員制度」とした。インターン生としての一年目は本当の研修成果が見えにくいだが、特派員として継続することにより、理解も深まりより充実した提言が出された。今後、特派員は学生のみではなく、竹田を外から応援してくれる様々な人を任命し、竹田との関わりを続けてもらう手段にしていくことを検討している。

別 紙

1 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿、農園レストラン、飲食店等）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で米（自ら生産したもの又はこれに準じるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準じるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。）又は果実酒）を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（１）事業に関与する主体

上記２に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（２）事業が行われる区域

竹田市の全域

（３）事業の実施期間

上記２に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（４）事業により実現される行為や整備される施設

上記２に記載の者が、濁酒又は果実酒の提供を通じて地域の活性化を図る為に濁酒又は果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準じるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準じるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒又は果実酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、本市が推進する竹田式ツーリズムをより推進させることとなり、都市との交流が促進され、地域の活性化に繋がる。

農村地域における新たな起業による地域振興を図るためにも、当該特例措置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別 紙

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（カボス・ブドウ・プラム）を原料とした果実酒又は地域の特産物（カボス・トマト・サフラン・ブドウ・プラム）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（１）事業に関与する主体

上記２に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（２）事業が行われる区域

竹田市の全域

（３）事業の実施期間

上記２に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（４）事業により実現される行為や整備される施設

上記２に記載の者が地域の特産物を原料として果実酒又はリキュールを製造・販売する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物であるカボス・ブドウ・プラムを原料とした果実酒又はカボス・トマト・サフラン・ブドウ・プラムを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準（６キロリットル）が、果実酒については２キロリットル、リキュールについては１キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、本市が推進する竹田式ツーリズムをより推進させることとなり、都市との交流が促進され、地域の活性化に繋がる。

また、農村地域における新たな起業による地域振興を図るためにも、当該特例措置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。